

徳島市総合評価委員設置細則

(趣旨)

第1条 本細則は、徳島市総合評価委員設置要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、徳島市総合評価委員設置細則を定める。

(意見等を受ける体制)

第2条 要綱第2条第1項及び第2項の意見を受ける際は、全委員からの意見を受けるものとする。

2 要綱第2条第3項以下について意見を受ける際の委員は、別表の組み合わせによる輪番とする。

3 別表の組み合わせは、適時、変更できるものとする。ただし、その際は委員からの承諾を得るものとする。

(雑則)

第3条 この細則に定めのない事項について、必要が生じた場合には、各委員の意見を聴取し定めるものとする。

附 則

この細則は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年11月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年10月20日から施行する。

別表(第2条関係)

| 組合せ | 氏 名 等 | 備 考 |
|-----|-----------|----------------------------|
| 第1組 | 長 尾 文 明 | 徳島大学 大学院理工学研究部 教授 |
| | 松 村 豊 大 | 徳島文理大学 総合政策学部 教授 |
| 第2組 | 鈴 木 雄 一 郎 | 四国大学 大学院経営情報学研究科・経営情報学部 教授 |
| | 渡 邊 健 | 徳島大学 大学院理工学研究部 准教授 |